

第1章 一般廃棄物処理基本計画の趣旨

第1節 計画の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」において、廃棄物のうち一般廃棄物については、市町村がその処理の統括的な責任を負うことが定められており、市町村は、区域内で発生する一般廃棄物の処理計画を定めなければならない。

「一般廃棄物処理基本計画」は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものである。

近年の廃棄物処理における動向としては、国の政策において、循環型社会の構築を最優先とする方針が掲げられ、行政、国民、事業者による3Rへの取組が進展し、再生利用率の上昇、最終処分量の減少といった成果に現れるようになった。しかし、平成23年3月に東日本大震災・福島第一原子力発電所事故が発生し、大量の震災廃棄物の処理や廃棄物処理における安全性の確保が大きな課題となったこと、国際的な資源価格の上昇により、今後世界規模での資源制約が強まると予想されることなどから、今後の循環型社会形成政策は、天然資源の消費抑制のために廃棄物を減量化するといった「量」に重きを置いた従来の方針から、環境保全と安全・安心を確保した上で廃棄物を有効活用し、資源生産性を向上させるといった「質」を求める方向にシフトしていくとされている。

南国市における一般廃棄物処理は、昭和49年に設立された香南清掃組合における可燃ごみの焼却処理、南国市一般廃棄物最終処分場における埋立処分を主幹とし、資源ごみ等の資源化処理については、市に拠点を置く民間企業に委託している。また、生活排水処理は、集合処理として、市街地の流域関連公共下水道と十市地区の下水道の他、浜改田、久礼田、国府地区の農業集落排水処理施設で行っており、それら以外の個別処理として合併処理浄化槽の設置を推進している。一般廃棄物であるし尿及び浄化槽汚泥は南国市環境センターで処理している。

市のごみ処理行政のうち、可燃ごみ処理は従来から広域処理を行っていることから、国及び県が掲げる広域化方針に沿ったものといえる。しかし、国及び県が掲げるごみ減量化目標の達成や廃棄物処理における温室効果ガスの削減、廃棄物処理に関する住民サービスの維持・向上など解決すべき課題がある。

本計画は、このような一般廃棄物処理を取り巻く現状を把握し、市及び周辺圏域の循環型社会形成を一層進めるとともに市の自然環境及び生活環境保全の一助となることを目的として、一般廃棄物処理基本計画の策定を行うものである。

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

1. 環境法制における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

「一般廃棄物処理基本計画」の策定は、市町村計画の環境施策のひとつとして、法的義務を受けるものであり、図 1-2-1 に示すように環境法制のうち廃棄物の適正処理を目的とした「廃棄物処理法」に定められたものである。

「廃棄物処理法」第6条の1において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」とされており、「一般廃棄物処理計画」は、一般廃棄物の処理における市町村の基本的な方針を定める「一般廃棄物処理基本計画」と基本計画の年度別実施方針を定める「一般廃棄物処理実施計画」に分けられる。

市町村による「一般廃棄物処理基本計画」の内容は、一般廃棄物であるごみ及び生活排水処理を含むものであり、その内容は、市町村の基本構想に沿ったものとする必要がある。

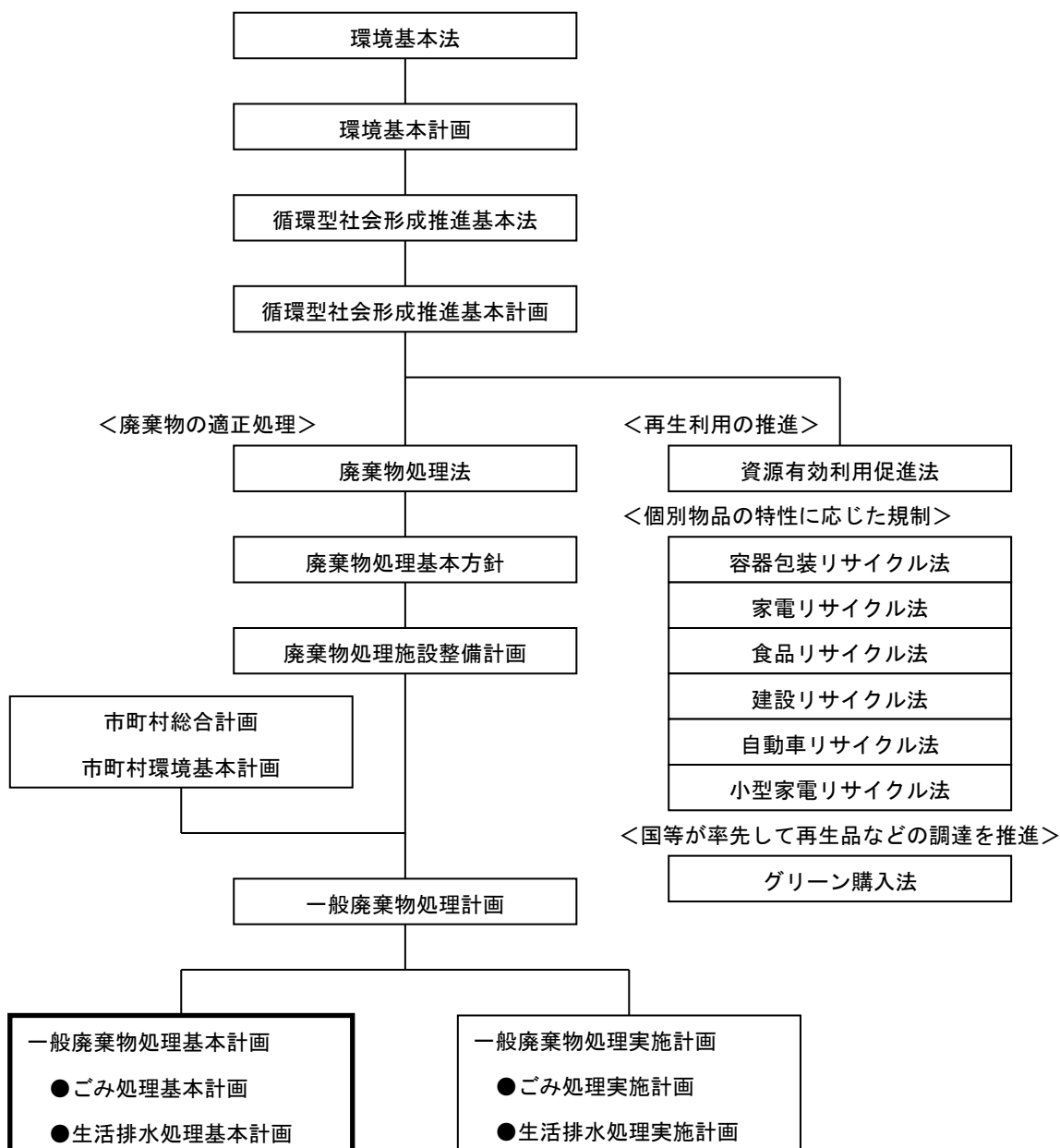


図 1-2-1 環境法制における一般廃棄物処理基本計画の位置付け

2. 南国市における一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理基本計画であるが、南国市においては、ごみ処理及び生活排水処理基本計画は、「南国市総合計画」の基本目標である「安全・安心のまち」と密接な関係がある。また、生活排水処理基本計画は、市の合併処理浄化槽の設置に係る「浄化槽整備計画」と関連がある。

本計画による将来計画は、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画に反映され、さらに高知県において廃棄物処理及び下水道に係る計画が策定される場合には、計画の整合を図るため、相互の関連付けが重要となってくる。

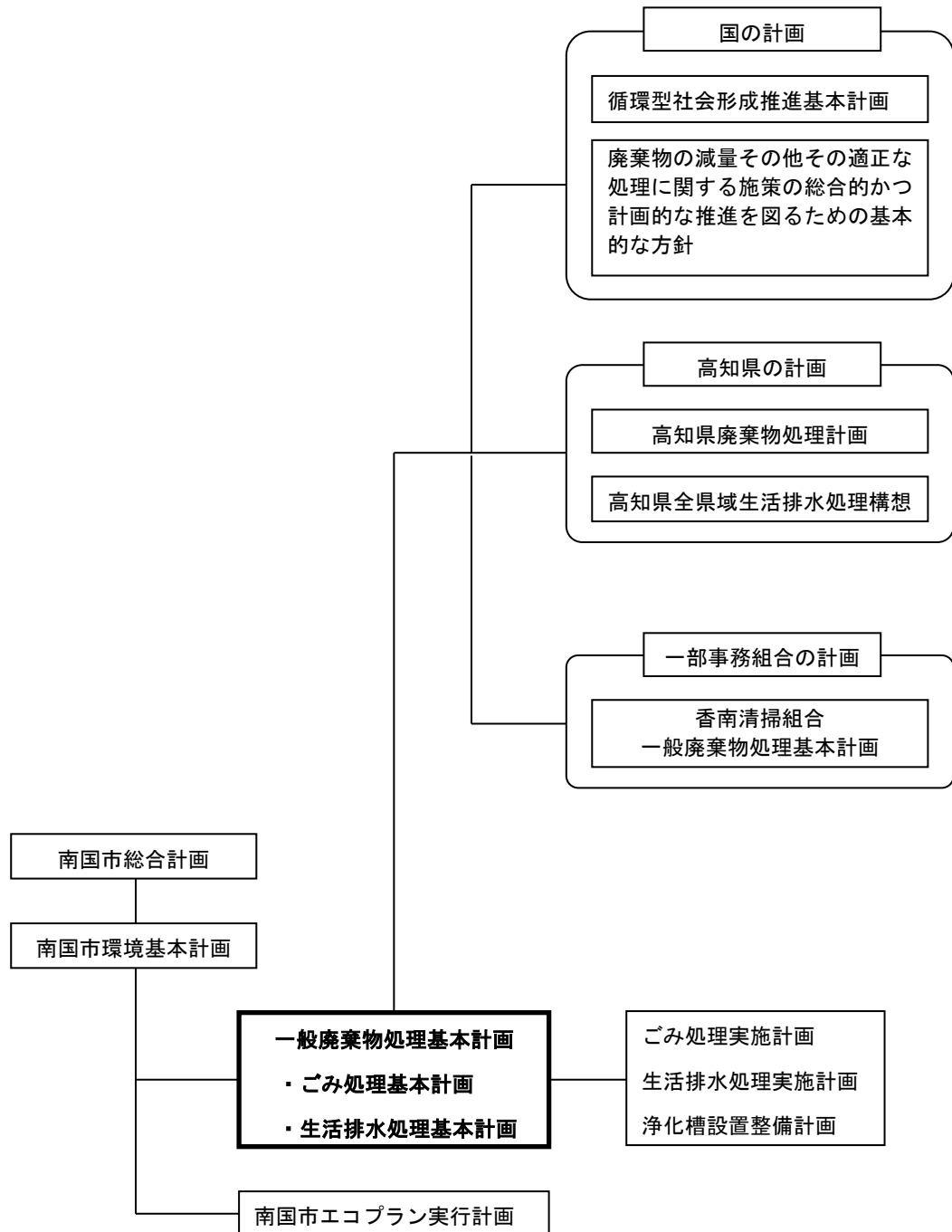


図 1-2-2 本計画と他の計画との関連

第3節 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、平成29年より計画を開始し、15年後の平成43年度とする。

また、5年ごとに中間目標年次を定め、その時の社会情勢や廃棄物処理状況の変化などを考慮し、必要な場合には計画の見直しを行うものとする。

表 1-3-1 一般廃棄物処理基本計画の計画期間及び目標年次

	平成年度															
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
計画策定年次																
計画期間																
計画目標年次																
中間目標年次																

第4節 計画対象区域

計画対象区域は、南国市の行政区域全域とする。

南国市の位置図を図1-4-1に、行政区域図を図1-4-2に示す。

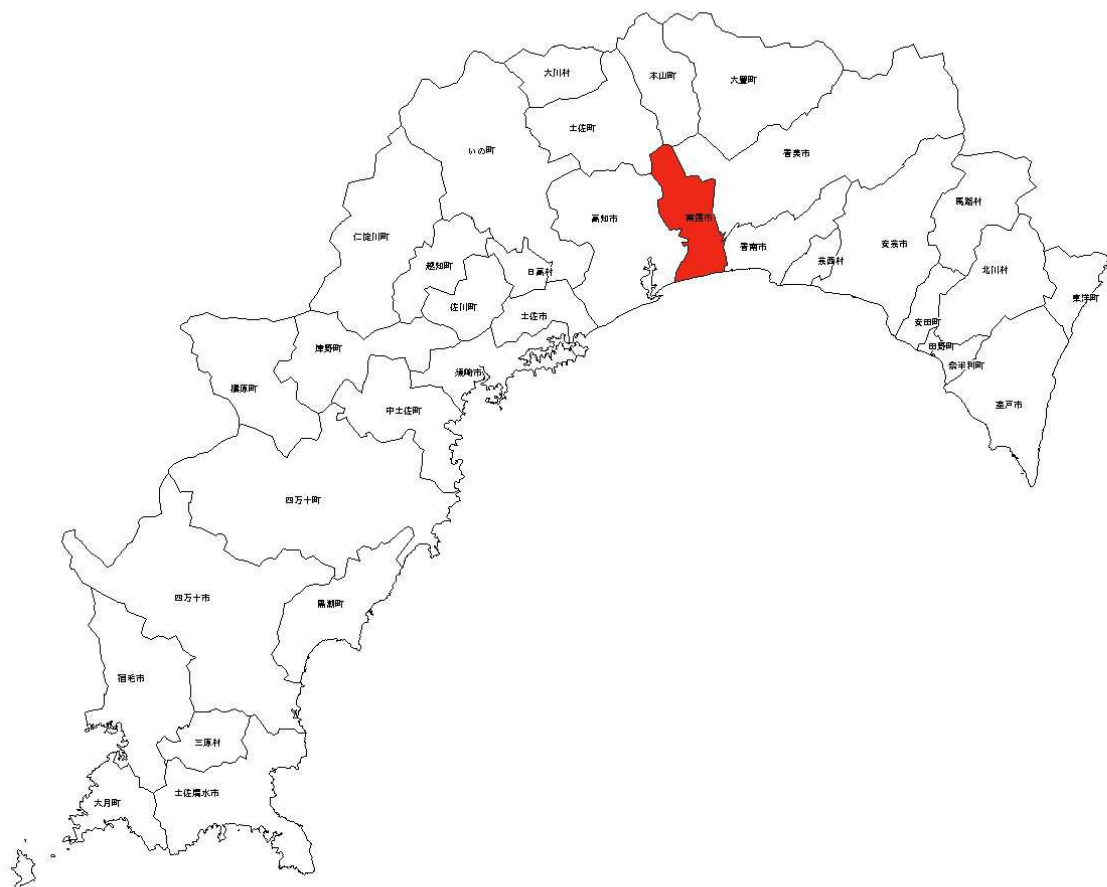


図1-4-1 南国市の位置図

